

飯島町スポーツ連絡協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、飯島町スポーツ連絡協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を飯島町教育委員会内に置く。

(目的)

第2条 本協議会は、スポーツ団体、指導者相互の資質の向上並びに連絡協調を深め、もって町のスポーツ・体育の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) スポーツ技術・指導理論の研修に関する事。
- (2) 町民のスポーツ活動の援助及びグループ育成に関する事。
- (3) 町が行う各種大会・教室等の主管(企画・立案・運営)に関する事。
- (4) その他本協議会の目的達成に関する事。

(組織)

第4条 本協議会は、以下の構成員をもって組織する。

- (1) スポーツ指導員
- (2) スポーツ団体
- (3) 指導者として資質を備えた者

(総会)

第5条 総会は年1回以上開催し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会がやむ得ない事由で開催できない場合、役員で協議の上、延期を決定する。延期によりやむを得ず年度をまたいで開催する場合は、可能な限り速やかに開催する。
- 3 総会の議長は、その都度会員の中から互選する。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第6条 理事会は、事業の企画執行にあたる。

- 2 理事会は、会長が議長となる。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(顧問)

第7条 本協議会に次の顧問を置くことができる。

- (1) 飯島町長
- (2) 飯島町議会議長
- (3) 飯島町教育委員会教育長
- (4) 飯島町スポーツ推進委員会会長

(役員)

第8条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監 事 2名
- 2 役員は、総会において選出する。
 - 3 役員は2年とし、再任を妨げない。
 - 4 監事は、他役員を兼任することができない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
- (3) 理事は、会務の運営にあたり、緊急用務については理事会を開き決議権を行使する。
- (4) 監事は、会計事務を監査する。

(幹事)

第10条 本協議会の事務を処理するため幹事を置く。

- 2 幹事は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

(経費)

第11条 本協議会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。予算及び決算は総会において決定する。

(会計監査)

第12条 会計監査は、年1回監査し総会に報告する。

(事業年度)

第13条 本協議会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第14条 会則の改正は、総会の議決によって行う。

附 則

この会則は、平成9年7月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年3月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年3月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年3月9日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月15日から施行する。